

2010年2月25日

法務省 大臣官房司法法制部 審査監督課 御中

「債権回収会社の審査・監督に関する事務ガイドラインの一部改正案」にかかる意見書

(意見提出者及び連絡先)

一般社団法人流動化・証券化協議会

〒105-0001

東京都港区虎ノ門 2-9-14 発明会館 3F

TEL: 03-3580-1156

FAX: 03-3580-1157

貴省より平成22年1月25日付でパブリックコメントに付された「債権回収会社の審査・監督に関する事務ガイドラインの一部改正案に対する意見募集」について、その中で公表された「債権回収会社の審査・監督に関する事務ガイドライン一部改正(案)」(以後、本改正案)のうち、「3-2 債権の管理回収業務」について、下記のとおり意見を申し述べます。

なお、本意見書は、当協議会の責任において検討・とりまとめが行われたものですが、当協議会会員は、オリジネーター、アレンジャー、受託者、投資家、格付会社、弁護士、公認会計士等の専門家等多様な立場から流動化・証券化取引に関わるため、個々の意見については、それぞれの立場において本意見書と異なる意見を有する可能性がございます。ただ、本意見書は、この点に留意しつつも、流動化・証券化市場の健全な発展という観点から、意見を申し上げるものであることにつき、御理解を賜れば幸甚に存じます。

記

本改正案「3-2 債権の管理回収業務」(8) 利息制限法に定める制限額を超える利息・賠償額の支払を伴う取扱債権」について

上記中の「③当該制限額以内の額に計算し直すに当たり、当該債権の発生原因である貸付契約(当該貸付契約が、従前の貸付契約に基づく債務の残高を貸付金額の全部又は一部とするものであるときは、当該従前の貸付契約)の締結時に遡って計算していること」及び「④請求に至らない支払案内を行う場合においても、上記③の方法により計算していること。」について

金銭債権流動化市場においては、元来、利限法超過債権を裏付資産としているケースが一般的に存在している。そして、金銭債権の受託業務においてはオリジネーター倒産時等に債権回収会社がバックアップサービシング業務を担っている。このバックアップサービサーは、支払案内を行うに際して、「契約上の額面金額・金利での支払案内」を行うことを前提としているところ。本改正案が施行された場合には、債権回収会社が再計算後の債権しか取り扱えないこととなるものと理解される。これは債権回収会社がバックアップサービサー業務を開始したと同時に流動化された債権の元本も減額されることを想定することとなり、バックアップサービシングが発動される場合には、既存の証券化商品の格下げや投資家の資本コスト負担を招き、証券化による資金調達に支障が生じ、相当規模にわたって（注¹）、金融市場が混乱するものと思われる。

なお、貴省において、事務ガイドラインの改正案が公表されたことを受けて、当協議会には、既に、オリジネーター、アレンジャー、受託者及び投資家たる金融機関から、また、格付機関、弁護士及び公認会計士からも懸念の声が多数寄せられている。

従前は、貴省の指導及び事務ガイドライン等をふまえ、債権回収会社は、債務者に対して利息制限法超過部分の債権について、支払の要求にわたらず、支払案内、期日案内又は収納代行にとどまる限りにおいては、これを取り扱うことができる、というのが市場参加者共通の理解であったと認識をしていた。このようなスタンスを突然変えることは市場参加者へ混乱と大きなコスト負担を生じる。

以上から上記③、④の記載内容については、次のような修正をご検討いただきたい。

A 1 案：「支払の要求にわたらず、支払案内、期日案内又は収納代行にとどまる限りにおいては、この限りではない（又は、適用除外とする。）」旨の記載を補足する。

A 2 案：「支払の要求にわたらず、支払案内、期日案内又は収納代行にとどまって、適切に取り扱う場合は、この限りではない。」旨の記載を補足する。

B 案：仮に内容の変更をせずに施行する場合であっても、既存案件への影響を勘案し、その残存期間から少なくとも3年程度の猶予期間を設けていただくこと。

B 1 案：附則等として、事務ガイドラインの末尾に次のような経過規定を設ける。

「上記④は、この事務ガイドラインの実施の日より前に締結された債権回収の委託契約及びいわゆるバックアップサービス契約については、従前の例による。」

B 2 案：「④請求に至らない支払案内を行う場合においても、上記③の方法により計算する等適切に取り扱うこと。」等、アンダーライン部分の文言の修正を加える。

そして、「上記③の方法により計算する等適切に取り扱うこと」とは、「こ

の事務ガイドラインの実施の日より前に締結されたバックアップサービス契約については、従前の例によることとし、支払の要求にわたらず、支払案内、期日案内又は収納代行にとどまる限りにおいては、適切に取り扱っていることとする」(注²) 行政運用を行う。

なお、B 1 案及びB 2 案の場合においては、例えば、3 年後等にこの規定の修正部分を削除することとされてもやむをえない。

以上

(注¹) 利息制限法超過利息債権のバックアップサービシングの市場規模について

「スタンダード&プアーズ Performance Watch」(2009年12月22日)によれば、2009年10月時点で証券化された、キャッシング・消費者ローンの債権残高は、消費者金融会社(専業)3,689億円、信販会社4,575億円の合計8,264億円となっている(ABS(資産担保証券)の裏付資産の残高)。

上記の債権残高が、すべて利限法超過債権とはいえないものの、取引開始時から利限法の範囲内の金利が適用された債権は、さほど多くはないことから、過去において利限法を超過した金利が適用されていた債権を含めると、多くの債権が今般の事務ガイドライン一部改正の影響を受けると思われる。

また、バックアップサービサーに関しては、債権回収会社が指定されている場合とノンバンクが指定されている案件に分かれているため、必ずしも、すべての案件において、本事務ガイドライン一部改正の影響を受けるものではない。

また、上記の残高数値は、1社の格付会社が格付をした案件を対象としたものであるため、必ずしもわが国の証券化市場全体をカバーしている数値ではないことにはご留意いただきたい。ちなみに、我が国の指定格付会社は、5社存在する。

以上からは、1兆円を超える規模の流動化・証券化された債権が今回の事務ガイドラインの規制の対象になっているのではないかと思われる。

(注²) この部分は、事務ガイドラインに書くものではなく、「適切な取扱い」の解釈として業界等にアナウンスをするにとどめる行政的な運用とする。業界等のアナウンスとしては、協会の個別の自主規制ルールによる方法も考えられる。